

大町市太陽光発電設備の設計等に関するガイドライン

(趣旨)

第1 このガイドラインは、大町市太陽光発電設備の設置管理等に関する条例（以下「条例」という。）及び大町市太陽光発電設備の設置管理等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に規定する発電設備の設計及び設置について、事業者が遵守すべき事項を明示する。

(用語の定義)

第2 このガイドラインにおいて使用する用語は、条例等において使用する用語の例による。

(事業地の選定)

第3 事業地の選定に当たり、禁止区域（条例第8条）は選定しないこと。また、抑制区域（条例第9条）における選定に当たっては、慎重な検討と配慮を行うこと。

2 条例第8条第2項第20号及び条例第9条第2項第9号の「市長が必要と認めた区域」については、防災、環境保全又は景観保全等に支障があると特に認める場合に適用するものとする。

(影響調査の実施)

第4 太陽電池モジュールの合計出力ワット数が10メガワット以上又は事業地の合計面積が10ヘクタール以上の発電事業については、周辺環境への影響調査を行うものとする。

(着手日の設定)

第5 変更事前協議又は変更許可申請を行おうとする事業者は、規則第5条第2項に規定する日数に加え、変更に係る事務処理等に一定の期間を要することから太陽光発電設備設置の着手日が順延となる場合があることを了承しなければならない。

(許可の基準等)

第6 規則第11条第6号に掲げる「その他市長が必要と認めた事項」は以下のとおりとする。

(1) 工作物の離隔と高さ

ア 事業者は、工作物の設置に当たり、建築基準法第42条第2項に基づき道路後退を行うとともに、隣地境界から可能な限り後退させ、植栽や不透過性のフェンスにより視認性を軽減させること。

イ 連続して設置される太陽電池モジュールのうち、最下部に位置するものの下端と最上部に位置するものの上端の高低差は、原則20メートル以内とすること。

(2) フェンス等の設置

ア フェンスの色彩は、黒、グレー等低明度かつ低彩度なものとすること。

- イ フェンスの設置に当たっては、下記の事項に努めるものとする。
- ・使用材料は、金網や有刺鉄線など第三者が容易に除けないものとする。
 - ・出入口は施錠管理すること。
 - ・外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲示すること。

(3) 雨水排水

事業地内で適切な排出処理を行い、雨水や土砂の流出を防止するための雨水排水施設処理基準は、次の各号のとおり定める。

ア 雨水浸透施設等は、社団法人雨水貯留浸透技術協会「雨水浸透施設技術指針案」、長野県建設部「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」、長野県林務部「林地開発許可制度の手引き」等の最新版に基づき計画をすること。

イ 計画雨水流出量は、次の式により算定すること。ただし、降雨強度は長野県建設部河川課の「長野県内の降雨強度式（最新版）」により算定すること。

$$Q = 1 / 360 \times C \times I \times A$$

Q：計画雨水流出量（m³/秒）

C：流出係数

I：降雨強度（mm/h）

A：集水面積（ha）

ウ 流出係数は、次の表に掲げる数値を標準とする。

種別	流出係数
屋根	0.85～0.95
道路	0.80～0.90
浸透アスファルト	0.50
その他の不浸透面	0.75～0.85
水面	1.00
間地	0.10～0.30
芝、樹木の多い公園	0.05～0.25
勾配の緩い山地	0.20～0.40
勾配の急な山地	0.40～0.60

エ 影響係数は、0.81とする。

オ 雨水を既存の水路又は河川等へ放流する場合は、放流先水路、河川等の施設管理者及び水利組合等と協議を行い、同意を得ること。

(4) 造成

ア 造成の設計に当たっては、事業地及びその周辺の地形、地質、地盤条件等の土地条件、過去の災害記録等を調査し、必要な措置を講ずること。

イ 事業地の区域の地形、形質等の変更を最小限にとどめ、土砂の移動を伴うものにあつては、暗渠排水の設置、段切り等を行い、多量な土砂の移動を極力避けること。

ウ 切土、盛土等の法面は、芝張り、植栽等により保護すること。

エ 高さが5メートルを超える盛土又は切土は、高さ5メートル以内ごとに幅

1. 5メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けること。ただし、切土は勾配が30度を超える場合を対象とする。

オ 盛土材料は、せん断強度が大きく圧縮性の小さい土を使用するものとし、ベントナイトその他の有機物を含んだ土は使用しないこと。

カ 盛土に際し、地山の切株、雑草、腐植土等は、撤去すること。

キ 盛土に際し、地盤面に湧水又は地下水がある場合は、暗渠等を用いて排水すること。

ク 段切り等の措置は、地山の傾斜が15パーセント以上の場合に行うものとし、段切りに当たっては、高さ0.5メートル以上、幅1メートル以上の段をとること。

ケ 擁壁は、国土交通省制定「土木構造物標準設計図」、長野県建設部監修「設計基準（1）〔共通・道路・土木構造物標準設計図〕」及び公益社団法人日本建築士会連合発行「構造物集擁壁」に準じ設置すること。

（その他）

第7 このガイドラインに定めのない事項及び疑義等については、その都度市長が定める。

附 則

このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。